

奈良市開発指導基準 新旧対照表

現行	改正案
<p>第9 家庭ごみ集積施設及び再生資源集積施設（以下「集積場」という。）に関する基準（要綱第11条（8）、要領第20条関連）</p> <p>1. 要領第20条（1）で別に定める基準については、次の事項に留意する。</p> <p>（1）<u> </u>開発区域内において、<u>直径13メートル以上で真円状の</u>転回広場を設けること<u> </u>。</p>	<p>第9 家庭ごみ集積施設及び再生資源集積施設（以下「集積場」という。）に関する基準（要綱第11条（8）、要領第20条関連）</p> <p>1. 要領第20条（1）で別に定める基準については、次の事項に留意する。</p> <p>（1）<u>原則</u>、開発区域内において、<u> </u>転回広場を設けること<u>とする。</u></p>
	<p><u>（2） 転回広場の直径は13メートル以上とし、形状は真円状とする。</u></p>
	<p><u>2. 要領第20条（2）で別に定める基準については、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>（1） 開発区域内において、収集車が一回の切り返しでごみ集積場に横付けをして安全に作業できる位置に集積場を設置することとする。</u></p>
	<p><u>（2） 集積場は、進入口から5メートル以内に設置することとする。</u></p>
	<p><u>3. 要領第20条（3）で別に定める基準については、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>（1） 道路との段差は10cm以内とし、段差が発生する場合は協議を行うものとする。</u></p>
<p><u>2. 要領第20条（4）</u>で別に定める基準については、次の事項に留意する。</p> <p>（1） 家庭ごみ集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で25戸につき1か所設置すること。</p>	<p><u>4. 要領第20条（5）</u>で別に定める基準については、次の事項に留意する。</p> <p>（1） 家庭ごみ集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で25戸につき1か所設置すること。</p>
<p>（2） 再生資源集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で30戸から50戸までに1か所設置することとし、計画戸数が50戸以上である場合は、概ね50戸につき1か所設置すること。</p>	<p>（2） 再生資源集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で30戸から50戸までに1か所設置することとし、計画戸数が50戸以上である場合は、概ね50戸につき1か所設置すること。</p>

現行				改正案			
(3) _____集積場は、設置場所を中心とした半径約100メートルを利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。				(3) <u>家庭ごみ</u> 集積場は、設置場所を中心とした半径約100メートルを利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。			
				<u>(4) 再生資源集積場は、設置場所を中心とし、徒歩で安全に往来できる箇所を利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。</u>			
3. 要領第20条 <u>(7)</u> で別に定める基準については、次の事項に留意する。 (1) 集積場の設置要否については、原則として次の表のとおりとする。				5. 要領第20条 <u>(8)</u> で別に定める基準については、次の事項に留意する。 (1) 集積場の設置要否については、原則として次の表のとおりとする。			
計画戸数 集積施設	15戸未満	15戸～29戸	30戸以上	計画戸数 集積施設	15戸未満	15戸～29戸	30戸以上
家庭ごみ	新設	新設	新設	家庭ごみ	新設	新設	新設
再生資源	既存利用	既存利用	新設	再生資源	既存利用	既存利用	新設
(2) <u>計画戸数が15戸未満の場合において、</u> 家庭ごみ集積施設については既存利用について地元同意を得られたときは、前号の限りでない。				(2) _____家庭ごみ集積施設については既存利用について地元同意を得られたときは、前号の限りでない。			
(3) <u>計画戸数が50戸以上の</u> 共同住宅の開発においては、 <u>大型ごみ集積施設を設置</u> すること。				(3) _____共同住宅の開発においては、 <u>大型ごみを集積するスペースを確保</u> すること。			
				<u>(4) 計画戸数が30戸未満の場合において、再生資源集積施設については既存利用について地元同意等を得られない場合においては、開発区域内で基準第9の7(2)で示す30戸未満における集積用具の設置場所を示し、別途協議するものとする。</u>			

現行				改正案			
<u>(4)</u> 共同住宅の開発については、計画戸数によらず家庭ごみ集積施設を必ず設置すること。				<u>(5)</u> 共同住宅の開発については、計画戸数によらず家庭ごみ集積施設を必ず設置すること。			
<u>(5)</u> 各集積施設は、 <u>それぞれを併用しないこと。</u>				<u>(6)</u> 各集積施設は、 <u>作業員の作業に支障が生じない場合に限り、併用出来ることとし、併用をする場合は別途協議を行うものとする。</u>			
<u>(6)</u> 要領及び基準を満たす集積施設を設置できない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託すること。				<u>(7)</u> 要領及び基準を満たす集積施設を設置できない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託すること。			
<u>(7)</u> 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合は、すべての集積物（家庭ごみ、再生資源、大型ごみ）の収集を委託すること。				<u>(8)</u> 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合は、すべての集積物（家庭ごみ、再生資源、大型ごみ）の収集を委託すること。			
<u>(8)</u> 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合であっても、市が定める分別方法により適正な排出を行うこととし、当該集積施設の利用者に指示すること。				<u>(9)</u> 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合であっても、市が定める分別方法により適正な排出を行うこととし、当該集積施設の利用者に指示すること。			
<u>(9)</u> 集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。				<u>(10)</u> <u>併用をしない場合の</u> 集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。			
<u>集積施設</u>	<u>建築物</u>	<u>戸数</u>	<u>面積</u>	<u>集積施設</u>	<u>建築物</u>	<u>戸数</u>	<u>面積</u>
	<u>戸建住宅</u>	<u>15戸未満</u>	<u>2.25㎡以上</u>		<u>戸建住宅</u>	<u>6戸以下</u>	<u>1.00㎡以上</u>
		<u>15戸以上</u>	<u>計画戸数 × 0.15㎡以上</u> <u>(1か所あたり 2.25㎡以</u>			<u>7戸以上</u>	<u>計画戸数 × 0.15㎡以上を最低面積とする。</u>
					<u>ワンルーム</u>	<u>6戸以下</u>	<u>1.00㎡以上</u>

現行				改正案					
家庭ごみ	共同住宅	ワンルーム 以外	15戸 未満	2.25㎡ 以上	家庭ごみ	共同住宅	以外	7戸以上	計画戸数× 0.15㎡以上
			15戸 以上	計画戸数× 0.15㎡以上			ワンルーム マンション	6戸以下	1.00㎡以上
		ワンルーム マンション	15戸 未満	2.25㎡ 以上			7戸以上 15戸以下	計画戸数× 0.15㎡以上を 最低面積とす る。	
			15戸 以上	計画戸数× 0.075㎡以上 (最低面積: 2.25㎡以上)			16戸以上	2.33㎡+(計 画戸数-16)× 0.075㎡以上 を最低面積と する。	
再生資源	戸建住宅	15戸 未満	基準第9の7 各号を満たす	再生資源	戸建住宅	30戸未満	基準第9の7 各号を満たす		
	共同住宅	15戸 以上	規模とするこ と		共同住宅	30戸未満	規模とするこ と		
大型ごみ	共同住宅	50戸以上	別途市長と協議 のうえ定める	大型ごみ	共同住宅	ワンルーム マンション 以外	16戸未満	開発区域内で 大型ごみの集 積場所を示し、 別途協議する ものとする。	
							16戸以上	3.00㎡以上	
						ワンルーム マンション	16戸未満	開発区域内で 大型ごみの集 積場所を示し、 別途協議する	

現行	改正案																														
				<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>16戸以上</u> <u>2.00㎡以上</u></p>																											
	<p><u>(11) 共同住宅において、家庭ごみ集積施設と大型ごみ集積施設の併用を行う場合の集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1061 539 1892 1442"> <thead> <tr> <th data-bbox="1061 539 1249 579">建築物</th> <th data-bbox="1249 539 1451 579">戸数</th> <th data-bbox="1451 539 1892 579">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1061 579 1249 1129" rowspan="8"><u>ワンルーム以外</u></td> <td data-bbox="1249 579 1451 655"><u>6戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 579 1892 655"><u>1㎡以上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 655 1451 734"><u>7戸以上 15戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 655 1892 734"><u>2.25㎡以上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 734 1451 812"><u>16戸以上 30戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 734 1892 812"><u>2.50㎡+(計画戸数-16)×0.20㎡ 以上を最低面積とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 812 1451 890"><u>31戸以上 40戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 812 1892 890"><u>5.50㎡+(計画戸数-30)×0.20㎡ 以上を最低面積とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 890 1451 968"><u>41戸以上 60戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 890 1892 968"><u>8.00㎡以上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 968 1451 1046"><u>61戸以上 80戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 968 1892 1046"><u>8.50㎡以上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 1046 1451 1129"><u>81戸以上</u></td> <td data-bbox="1451 1046 1892 1129"><u>9.00㎡以上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1129 1249 1442" rowspan="5"><u>ワンルーム</u></td> <td data-bbox="1249 1129 1451 1208"><u>6戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 1129 1892 1208"><u>1㎡以上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 1208 1451 1286"><u>7戸以上 15戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 1208 1892 1286"><u>2.25㎡以上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 1286 1451 1364"><u>16戸以上 30戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 1286 1892 1364"><u>2.60㎡+(計画戸数-16)×0.10㎡ 以上を最低面積とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 1364 1451 1442"><u>31戸以上 40戸以下</u></td> <td data-bbox="1451 1364 1892 1442"><u>4.00㎡+(計画戸数-31)×0.10㎡ 以上を最低面積とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>				建築物	戸数	面積	<u>ワンルーム以外</u>	<u>6戸以下</u>	<u>1㎡以上</u>	<u>7戸以上 15戸以下</u>	<u>2.25㎡以上</u>	<u>16戸以上 30戸以下</u>	<u>2.50㎡+(計画戸数-16)×0.20㎡ 以上を最低面積とする。</u>	<u>31戸以上 40戸以下</u>	<u>5.50㎡+(計画戸数-30)×0.20㎡ 以上を最低面積とする。</u>	<u>41戸以上 60戸以下</u>	<u>8.00㎡以上</u>	<u>61戸以上 80戸以下</u>	<u>8.50㎡以上</u>	<u>81戸以上</u>	<u>9.00㎡以上</u>	<u>ワンルーム</u>	<u>6戸以下</u>	<u>1㎡以上</u>	<u>7戸以上 15戸以下</u>	<u>2.25㎡以上</u>	<u>16戸以上 30戸以下</u>	<u>2.60㎡+(計画戸数-16)×0.10㎡ 以上を最低面積とする。</u>	<u>31戸以上 40戸以下</u>	<u>4.00㎡+(計画戸数-31)×0.10㎡ 以上を最低面積とする。</u>
建築物	戸数	面積																													
<u>ワンルーム以外</u>	<u>6戸以下</u>	<u>1㎡以上</u>																													
	<u>7戸以上 15戸以下</u>	<u>2.25㎡以上</u>																													
	<u>16戸以上 30戸以下</u>	<u>2.50㎡+(計画戸数-16)×0.20㎡ 以上を最低面積とする。</u>																													
	<u>31戸以上 40戸以下</u>	<u>5.50㎡+(計画戸数-30)×0.20㎡ 以上を最低面積とする。</u>																													
	<u>41戸以上 60戸以下</u>	<u>8.00㎡以上</u>																													
	<u>61戸以上 80戸以下</u>	<u>8.50㎡以上</u>																													
	<u>81戸以上</u>	<u>9.00㎡以上</u>																													
	<u>ワンルーム</u>	<u>6戸以下</u>	<u>1㎡以上</u>																												
<u>7戸以上 15戸以下</u>		<u>2.25㎡以上</u>																													
<u>16戸以上 30戸以下</u>		<u>2.60㎡+(計画戸数-16)×0.10㎡ 以上を最低面積とする。</u>																													
<u>31戸以上 40戸以下</u>		<u>4.00㎡+(計画戸数-31)×0.10㎡ 以上を最低面積とする。</u>																													

現行	改正案	
	41戸以上 60戸以下	5.50㎡以上
	61戸以上 80戸以下	6.00㎡以上
	81戸以上	6.50㎡以上
	<u>(12) 再生資源集積施設と他の集積施設の併用を行う場合は、開発区域内で基準第9の7(2)で示す各計画戸数に応じた集積用具の数量を満たした設置場所を示し、別途協議するものとする。</u>	
<p>4. 要領第20条(9)で別に定める基準として、家庭ごみ集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。</p> <p>(1) 原則として形状は長方形とすること。</p>	<p>4. 要領第20条(9)で別に定める基準として、家庭ごみ集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。</p> <p>(1) 原則として形状は長方形とすること。</p>	
<p>(2) 原則として間口以外の3面(左右及び背面)には、高さ1メートル以上のコンクリート又はコンクリートブロック積みの壁を設置すること。</p>	<p>(2) 原則として間口以外の3面(左右及び背面)には、高さ1メートル以上のコンクリート又はコンクリートブロック積みの壁を設置すること。</p>	
<p>(3) 床はコンクリート張りとし、排水を良好にするため傾斜をもたせ、道路に接する部分に溝がある場合は必ず滑り止めのある蓋を設けること。</p>	<p>(3) 床はコンクリート張りとし、排水を良好にするため傾斜をもたせ、道路に接する部分に溝がある場合は必ず滑り止めのある蓋を設けること。</p>	
<p>(4) 周辺の景観に違和感をもたらさないよう十分配慮すること。</p>	<p>(4) 周辺の景観に違和感をもたらさないよう十分配慮すること。</p>	
<p><u>(5) 屋根を設置する場合は、天井高は2メートル以上とすること。</u></p>		
<p><u>(6) 間口に扉を設置する場合は、原則として引き戸とすること。</u></p>	<p><u>(5) 間口に扉を設置する場合は、原則として引き戸とし、開扉状態を維持可能なものを設置すること。</u></p>	

現行	改正案			
<p><u>(7) 間口は2.2メートル以上とすること。</u></p>	<p><u>(6) 間口の最低有効寸法については、次の表のとおりとする。</u></p>			
	<p><u>計画戸数</u></p>	<p><u>7戸未満</u></p>	<p><u>7戸以上 15戸未満</u></p>	<p><u>15戸以上</u></p>
	<p><u>間口</u></p>	<p><u>1.0m以上</u></p>	<p><u>1.5m以上</u></p>	<p><u>2.0m以上</u></p>
<p><u>(8) 既製品のごみ集積用具を設置する場合などをのぞき、ごみ散乱防止のためのネットを必ず設置すること。</u></p>	<p><u>(7) 既製品のごみ集積用具を設置する場合などをのぞき、ごみ散乱防止のためのネットを必ず設置すること。</u></p>			
<p><u>(9) 箱型の集積施設を設置する場合の形状及び構造については、開口部の高さは、2.5メートル以上とし、間口は2.2メートル以上とすること。</u></p>	<p><u>(8) 扉や屋根等を設置する場合の形状及び構造については、開口部（集積施設が外部に面する壁や屋根などに設ける出入り口部分）の高さ及び間口は有効辺長で2.7メートル以上とすることとし、照明設備を設け、換気については安全に収集が可能なように配慮すること。</u></p>			
<p><u>(10) 計画戸数が50戸以上の共同住宅の開発において、扉や屋根等を設置する場合の形状及び構造については、開口部の高さは3メートル以上とし、間口は2.7メートル以上とすること。</u></p>				
<p><u>5. 要領第20条（9）で別に定める基準として、再生資源集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。</u> <u>(1) 形状及び構造においては、前項（1）から（6）までの基準を準用する。</u></p>	<p><u>7. 要領第20条（9）で別に定める基準として、再生資源集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。</u> <u>(1) 形状及び構造においては、前項（1）から（5）までの基準を準用する。</u></p>			
<p><u>(2) 次の表のとおり、配布する数の集積用具を設置できる規模とすること</u></p>	<p><u>(2) 次の表のとおり、配布する数の集積用具を設置できる規模とすることとし、家庭ごみ・大型ごみと再生資源集積施設を併用する場合は、排出や収集の際に支障がないようにすること。</u></p>			

現行	改正案
	ること。
<p>(8) <u>箱型の集積施設を設置する場合の形状及び構造については、開口部の高さは、2.5メートル以上とし、間口は1.5メートル以上とすること。</u></p>	<p>(8) <u>扉や屋根等</u>を設置する場合の形状及び構造については、開口部<u>（集積施設が外部に面する壁や屋根などに設ける出入り口部分）</u>の高さ及び間口は有効辺長で2.7メートル以上とすることし、<u>照明設備を設け、換気については安全に取集が可能ないように配慮すること。</u></p>
<p><u>(9) 構造物内で収集車両が作業する場合は、開口部の高さ及び間口を3メートル以上とし、十分な換気設備や照明設備を設けること。</u></p>	